

奈良市 協働のQ&A

vol.13

協働によって新しく事業を始めるとなれば、大きなことから小さなことまで、いろいろと気になる点が出てくると思います。そんな協働による事業を始める前の疑問にお答えします。

Q17 協働しても事業の質・公平性・公共性は維持できるの？

A17

協働による事業を行うことで、**事業の質・公平性・公共性を保てなくなる**ということはないんだよ。

市が協働事業の相手を選ぶ際には、**選定の方法や結果を公開**するなどして、**公正な選定**を行い、また選定した相手と事業を進める際にも、**協働相手と連絡を密に取り合**って、協働のプロセスにおける情報をきちんと公開するので、協働による事業でも、**事業の質・公平性・公共性は自ずと守られる**んだよ！

協働にはどんな形態があるの？①

協働には、一緒に事業を企画していくものや、相手の意見を聞き取るものなど、いろいろな形態が考えられるよ。どのように協働するかについては、どうすればお互いの特性を活かせるかを考え、それぞれのミッションや能力と協働の目的を検討して個別に判断しようね。

委託(協働型委託)

行政責任領域、つまり、本来行政が行っていた事業を、市民公益活動団体や事業者など、協働の相手に委託することだよ。**業務委託との違いは、事業の企画段階から一緒に協議し、事業実施後の評価や改善も一緒に行うことが必要**なことと、それによって**協働の相手の特性や創意工夫が発揮されやすくなる**ことだよ。



先駆性や専門性、柔軟性といった特性を十分に発揮することができる！資金面でも大きな効果が生まれるよ。



市民に効率的にサービスを提供することができるんだ！

質の高いサービスを受けることができる！



指定管理者制度

公の施設の管理に市民公益活動団体や事業者などの**民間能力を活用し、市民サービスの向上や経費の節減等を図る**ことを目的として実施する制度だよ。



施設の管理運営に主体的に参画することができ、市民によりよいサービスを提供できる！

より市民の側の視点に立った管理運営が可能になり、市民のニーズに効果的に対応できる！



民間の発想を導入することによって質の高いサービスを受けることができる！



市民公募

審議会などを委員の選任するとき、学識経験者や行政の関係者だけでなく、**広く市民から公募**する制度だよ！



市民の意見が反映されやすくなるので、市民参画へのモチベーションも上がる！

市民側の視点からの意見が取り入れられる！また、委員の固定化を避けることができ、会議が活性化するよ。



今回は紹介しきれなかったけど、この他に「**事業協力**」「**共催**」「**実行委員会・協議会**」「**後援**」「**補助・助成**」「**情報交換・情報提供**」「**企画立案・政策提言**」などが協働の形態に含まれているんだよ。また今度、続きを紹介するね！

NEXT!

Q18 市は協働事業にどこまで踏み込めるの？

…どこまでが市の領域で、どこからが協働相手の領域なのかなあ。